

## 2019年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年9月12日（火）

### 高橋 都議員 一般質問（30分）

- 太陽光発電設備の安全対策について
- 斜面地住宅地対策について
- 門司港地域複合公共施設整備事業について



### 高橋都議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

- 北橋市長（門司港地域複合公共施設整備事業）
- 環境局長（太陽光発電設備）
- 建設局長（斜面地住宅の安全対策——がけ崩れ、土砂崩れ対策）
- 建築都市局長（斜面地住宅の安全対策——住み替え問題）

- 高橋都議員の再質問（太陽光発電設備）
- 環境局長の答弁
- 高橋都議員の質問（門司港地域複合公共施設整備事業）
- 企画調整局長の答弁

以上

## 2019年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年9月12日（火）

### 高橋 都議員 一般質問（30分）

日本共産党の高橋都です。会派を代表して一般質問を行います。

はじめに太陽光発電設備の安全対策についてお尋ねします。

原発に頼らない再生可能エネルギーの普及が急速に進みだしました。特に、太陽光発電の導入が拡大しています。その一方で、安全性の確保、防災、環境、景観等地域住民との関係悪化が全国でも問題となっています。

本市での太陽光発電導入量は19,106件、27万9,323kwで、そのうち1,000kw以上のメガソーラーは55件で14万1,724kwと全市の半分量を占めます。

門司区吉志でも、太陽光発電設備の開発中の元ゴルフ場跡地が昨年7月豪雨の際に土砂崩れを起こして、すぐ下の住宅の庭に土砂が流れ込み大きな被害が発生しました。梅雨時に樹木を伐採し、開発する様子に住民の方たちは不安に思っていたそうです。その後、事業者による土砂撤去、対策工事がすすめられました。今年梅雨入り前私は、不安に思うその団地の方たちと一緒に、事業者、門司区役所総務企画課、まちづくり整備課立ち合いのもと現地視察を行いました。調整池を設け、分水して排水、斜面には種子の吹き付けをし、より安全に排水路の改善が行われ、今年は以前より山からの水の流れが少なくなったものの、住民の皆さんは大雨の度に不安になるとの事でした。

また、門司区城山でも太陽光発電開発の話があり、今年9月1日、城山町内会ではじめて事業者から説明がありました。45名の方が参加され「以前すぐ近くで、土砂崩れがあった。切り崩すことで水道が変わる。なぜこんな危険なところに作るのか。」「ここは風致地区なのに開発していいのか。自然破壊につながる」など次々と質問や反対意見が出ました。事業者はまだ計画の段階であり、これから調査や設計を進めていくとの事でしたが、住民の納得できる説明ではありませんでした。

住民の合意なしに計画を進めるべきではありません。

平成30年8月、市議会に対し、太陽光発電所の建設は騒音や景観を損ねるという理由で、「平尾台への太陽光発電所の設置の規制について」陳情が提出され、環境水道委員会において議論されています。事業主は自然公園法、景観法など関係法令の規定に基づき、手続状況を経済産業省に報告、申請し、認定されます。事業計画策定ガイドラインでは住民説明は努力義務となっているため、地域住民との関係構築がなされないまま事業が進められたと思われます。

届出の窓口は経済産業省で、市は相談があれば事業者を調べガイドラインに沿って指導を行う程度です。

全国では、安全性、環境保護、景観への影響等に配慮するための規制を設ける条例を定める自治体が増えています。滋賀県大津市では、「太陽光発電設備の設置が防災上並びに自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。」として条例を制定しています。

自然エネルギーへの転換は重要ですが、市民の安全確保、環境保全も重要です。まずは、国に対して太陽光発電設備の設置基準を規制する法令設置をもとめるとともに、本市独自の条例を作り設置基準・指導要綱等を設け、開発事業者に対してしっかりと指導すべきです。答弁を求めます。①

次に斜面地住宅地対策についてお尋ねします。

昨年7月豪雨により崖崩れが多く発生した斜面地の防災対策が大きな課題となっています。

2人の犠牲者を出した門司区奥田では「住むのが怖い」と転居した方がいます。半世紀前に開発が始まったころは野鳥のさえずりと夏の涼しさが自慢だったそうですが、傾斜地であるため、高齢化した住民は車がなければ上り下りができず、転居を考えているという方もいます。

また民有地の崖も近隣住民に不安を与えています。門司区上藤松2丁目においては山腹上方にある採石所跡地からの土砂や雨水で住民の不安は何年も続いています。安全対策は所有者が講じることになるため、市は所有者に指導するにとどまっています。

災害の危険性のある斜面地住宅地の防災上の課題を検討していた本市は、市街化区域の斜面地住宅地や、住宅地などになりうる市街化調整区域において、適切な土地利用の誘導ができるよう、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を見直す基本方針・素案を発表しました。その選定地域は、昨年7月豪雨でかけ崩れが多発した門司区や八幡東区、若松区東部の斜面住宅地が中心になると思われます。2021年度末頃、都市計画を決定し、おおむね30年後を目途に無居住化や更地化を進めるとのことですが、市街化調整区域への見直しによる資産価値の低下、住み替えによる空き家の増加、経済的困難者の住み替えに対する支援等多くの課題が残ります。

本市では、斜面地や斜面地周辺に居住する方を対象にアンケート調査を行いました。回答者の54.8%が70歳以上であったことから、高齢化が進んでいることが伺えます。また、「引き続き住み続けたい」が53.8%、「住みにくいが、理由があって転居できない」が14.4%で、転居できない理由として高齢や経済的問題が挙げられています。この約7割の住み続けたいと言われる方々の安全対策を図るべきと考えます。

昨年7月豪雨による崖崩れは、407箇所が発生しましたが、その内、県の災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の対象となっているのは7箇所、また、激甚災害指定により、市の災害関連地域防災崖崩れ対策事業の対象は25箇所であり、合計32箇所しか対策の対象とな

っていません。しかしこの事業の対象から外れた残り375箇所に加え、斜面地住宅を災害から守るには、さらなる対策が求められます。国や県に対象の要件緩和の検討を求めるとともに、本市としても独自の対策を検討し、工事をすすめるべきです。答弁を求めます。②

また「住みにくいのでできれば転居したい」が17,6%ですが、この住み替え希望者への抜本的な支援制度を作るべきです。新たな支援策について見解をお尋ねします。③

最後に、門司港地域複合公共施設整備事業についてお尋ねします。

「門司港地域モデルプロジェクト再配置計画」の複合公共施設については、門司港地域にある区役所、市民会館、図書館、生涯学習センターなどの公共施設を集約し、門司港駅東側を建設予定地として計画を進めています。

これまでに私は「公共施設マネジメント計画は市民に広く知らせ、市民説明会を各地区で開き、市民の意見をしっかりと聞いて市民合意のもとに進めるべきである」ことを議会質問でも指摘してきました。この門司港地域の説明会は昨年12月13日に、建設予定地も決まってから開かれたただけでした。その前後に開かれたパブリックコメントにおいては「図書館は静かなところにしてほしい」「公共施設は住民が使いやすいように分散してほしい」「商店街との回遊性を考えてほしい」などの意見が出されましたが計画に反映されているとは思えません。またその後、住民への説明会は行われず、計画は市民に十分知らされていません。門司区役所は門司区民にとって最も利用する大事な公共施設です。住民の意見を十分に聞くべきであり、門司区民抜きで計画を進めるべきではありません。まだこの計画を知らない区民もいます。今までの説明会では、門司区の有権者84514人の1%程度しか参加していません。「市政だより」等を活用したり、各地区での説明会を行う等し、改めて区民への周知を図るべきです。要望とします。

さらに、この計画の建設予定地はJRの借地ということが大きな問題です。市内7区の区役所、出張所で借地は一か所もありません。60年間使い続ける区役所を借地で年間3000万円の借地料を払い続けていくことは、将来にわたって市民に18億円の負担を強いる計画と言わざるを得ません。また、複合公共施設及び駐車場建設予定地のJR施設の移転工事に10億円と試算しています。移転のための調査費3,350万円はJRに丸投げです。建設予定地の近くには、市の所有の「旧JR九州本社ビル」もあります。多々ある市の用地を活用しないで、借地に多額の税金をつぎ込むことに対して市民の理解は得られるでしょうか。計画を見直すべきです。答弁を求めます。④

**高橋都議員への答弁** ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

■北橋市長

(門司港地域複合公共施設整備事業)

この事業は、中心市街地を取り巻くように点在する老朽化した公共施設を駅周辺に集約

し、利便性の向上及び、市民サービスの効率化を図るとともに、地域の活性化を目指すものであります。

公共施設の集約先につきましては、アンケート調査やパブリックコメントに加え、自治会関係者や街づくり団体、施設利用者団体などと意見交換を行いながら、商業、業務機能が集積し、交通利便性が高い門司港駅周辺であること、少なくとも4千㎡以上のまとまった敷地が必要であることなどから、門司港駅周辺の2カ所を候補地とし、平成28年2月に実行計画として取りまとめました。

2カ所の候補地について、財政負担、アクセス、利便性、地域の活性化などの観点や、校区自治会、街づくり団体などとの意見交換会並びに有識者および施設の利用者団体の代表からなる懇話会での意見など、総合的に検討してきた結果、駅東地区を集約先といたしました。

この駅東地区は、JR九州の所有で、借地が土地使用の条件であったことから、昨年度行った公共事業評価では、借地料も含めた全体事業費をお示しし、公共事業評価に関する検討会議や、パブリックコメントの手続きを経て、駅東地区で検討を進める方針を決定いたしました。

その後懇話会での意見を踏まえ、昨年度末に基本計画として取りまとめたところであります。

この基本計画では、門司港レトロの玄関口に誇れる、みんなの施設を基本方針として掲げ、多様な世代が集い、交流人口の増加を促す、魅力ある賑わいの創出や、環境負荷を低減させ、周辺景観と調和した持続可能な施設の構築、またユニバーサルデザインやバリアフリーに対応する基本的な性能の確保、などに配慮して施設整備をすすめることとしております。

今後の予定であります。

今年度から基本設計に着手いたしますが、施設の機能や配置、仕様などを固める過程においては、施設を利用する市民や団体と意見交換を行うことにしております。さらに基本設計終了後には、公共事業評価、事前評価2の手続きを行うことにしております。今後とも市民、議会の意見を踏まえ、街の活性化に資するよう、鋭意進めてまいります。

## ■環境局長

### (太陽光発電設備)

太陽光発電事業につきましては、FIT法に基づきまして経済産業省が認定を行っておりますが、固定価格買い取り制度の導入に伴い、太陽光発電事業者が急激に増加をし、一部には施工に関する安全性の確保や、維持管理が不十分な事例が見受けられ、地域住民が環境破壊や災害発生への懸念を示す事例も発生してございます。

国はこのような問題を解消し、適切な事業実施を促すために、平成29年3月に、事業者が遵守すべき事項や、努力すべき事項を盛り込んだ「太陽光発電事業計画策定ガイドライン」を策定いたしました。

このガイドラインには、関係法令の遵守や、発電施設の設計、施工に関する設置基準、適切な保守点検と、維持管理体制の構築などの遵守事項が示され、違反した場合には、F I

T法に基づき、改善命令や認定取り消しの措置が行われるものでございます。

また努力義務といたしまして、事業の初期段階からの地域住民との関係構築や事業の概要などに関する説明会の開催など、事業について地域住民から理解を得られるよう努めることなどが示され、怠った場合には、指導・助言の対象になるものでございます。

さらに経済産業省は、地域住民とのトラブル増加を踏まえ、平成30年7月に事業者名や設置場所、出力規模などの情報をデータベース化し、オンラインで閲覧できる自治体向けのシステムを整備し、情報共有を進めております。

本市ではこのシステムの開始以降、事業用とみなされる10キロワット以上の地上設置型の太陽光発電施設について、定期的にガイドラインの遵守状況や住民説明会の実施などについて確認を行っております。これまでに10件の新規案件について、事業者と直接連絡を取り、現状問題がないことを確認しております。

また来年度からは環境影響評価法、いわゆるアセス法でございますが、これの改正により、出力4万キロワット以上の太陽光発電施設も、アセス法の対象となるため、その手続きの中で、地域説明会の開催や、住民などからの意見聴取が義務付けられるということとなりまして、自治体も環境保全の見地から意見することができるようになるものでございます。

議員から国に法令設置を求めるとともに、本市独自の条例、及び設置基準、指導要綱を設けるべきとのお尋ねでございますけれども、本市としては今後とも経済産業省のガイドラインの徹底を図ることを通じまして、事業者と地域住民が良好な関係を築けるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

## ■建設局長

### （斜面地住宅の安全対策——がけ崩れ、土砂崩れ対策）

斜面地住宅対策についてのご質問のうち、国や県へ要件緩和を求めるべき、また本市独自の対策を検討すべき、とのご質問にお答えいたします。

昨年7月の豪雨による崖崩れは、407カ所ございまして、そのうち民有地のがけ崩れは353カ所、このうち国の補助要件に合致する32カ所については、福岡県と市が急傾斜地事業で、また20カ所については県が治山事業で土砂災害対策を実施してございます。

残る301カ所につきましては、原則として土地所有者などが適切に対策を行うこととなりますが、すでに254カ所は土地所有者などにより、対策済みや対策中の状況でありまして、残る47カ所は、土地所有者が所在不明や経済的理由などによって未着手の状況と聞いてございます。

土砂災害対策のうち、自然崖の対策につきましては、激甚災害の指定に伴う事業を除きまして、一定の要件に合致するものは、法律に基づきまして福岡県が整備をすることとなっております。

そのため、国や県への働きかけが大切であると考えており、国への提案の最重点項目といたしまして、採択要件の緩和など、財政措置の充実を要望するとともに、県への提案の最重点項目として、事業の新規採択の拡大や、国の補助要件に該当しない小規模な崩壊防止工事の県による実施を働きかけているところでございます。

一方、人工崖の対策につきましては、本市が独自に行うことは、すでに自ら対策した方との公平性に欠けることや、新たに市独自で多額の財源が必要となることなど、多くの課題がございまして、困難であると考えてございます。

本市は関係法令に基づく指導など、適切な措置を講じるとともに、宅地防災工事等資金融資制度におきまして、昨年の9月から部分的に崩壊した擁壁の減災工事や、切土法面の復旧工事まで、融資適用範囲を拡大しまして、金銭的な負担の軽減に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、土砂災害の防止対策は、住民の生命や財産を守るために、重要な施策と認識しております。今後とも法律や要綱に基づき、県と市、それぞれの役割分担のもと、活用できる制度はしっかりと活用しまして、土砂災害対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

## ■建築都市局長

### (斜面地住宅の安全対策——住み替え問題)

斜面地住宅地対策のうち、区域区分の見直し、地域における住み替え希望者への支援制度についてお答えいたします。

本市ではコンパクトなまちづくりに加えまして、より安全で安心な地域での居住に対応する必要があることから、昨年、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直し、検討に着手しました。

今回のとりくみのうち、市街化区域から市街化調整区域に見直す、いわゆる逆線引きは、さまざまな専門的な見地から検討を行う必要がございまして。

そのため、都市計画審議会専門小委員会の中で、区域区分の設定基準や課題への対応などの検討を進めておりまして、本年7月、基本方針の素案がまとまりました。

とりくみの基本的な考え方は、新たな住宅地としての開発を抑制しようというものでございまして、見直し地域の居住者は、現状のまま居住を継続することは可能でございます。住み替えを積極的に促進するものではない、ということでございます。当面は一定の行政サービスを維持しまして、地域コミュニティの維持などにも配慮いたします。また住み替え希望者には、住み替えがスムーズにできるよう、既存策を活用して必要に応じて支援を行ってまいります。

新たな支援制度の創設につきましては、現在基本方針の素案のパブリックコメントを行っているところでございまして、こうした市民の方々からの意見をしっかりと聞いてまいります。また国などの動向も注視しながら、必要に応じて新たな支援制度を研究してまいります。

今後とも市民や専門家などの意見を十分に聞きながら、慎重に検討を行うとともに、見直し候補地が決まれば、その地域の方々に対して、丁寧に説明を行いながら、安全安心で住みやすい都市づくりをすすめてまいりたいと考えております。

## ●高橋都議員の再質問

### (太陽光発電設備)

まず太陽光発電設備のことですが、太陽光発電、環境を守るはずの太陽光発電なのが、これが自然を破壊しているという今の現状です。先ほどFIT制度によって、ますます急速に拡大が広がって、地域との住民のトラブルが広がったということなんですが、いま情報を集めておられるということですが、本市においての太陽光発電の相談件数、内容、ありましたら教えてください。それから事故件数ですね、今まで本市に寄せられたものについて、ありましたらお願いします。

#### ■環境局長の答弁

先ほど答弁で申し上げましたように、昨年7月から、自治体向けのシステムが経産省で立ち上がりました。

それ以降は、私ども担当者が直接事業者へ指導、そしてご相談を受ける体制をとっておりますので、これまでの新規案件にはご答弁申し上げたように、別段の問題はないわけですが、それ以前のものとしたしましては、議員がご質問の中でご指摘いただきました門司区の2件、小倉南区の平尾台、若松の修多羅の1件ということで、計4件ほどご相談を受けております。

ご相談の内容としたしましては、例えば発電施設を囲むフェンスのなかにですね、土砂とかゴミがたまっていると、いうもの。それから住民説明会を再度やってほしいといったもの等でございまして、いずれも対応をしてすんでいると、いうことをございます。

#### ●高橋都議員の質問

まだ4件だということなんですが、実際にいろんなところで近所の方から騒音が気になるとか、また周りの草ですね、そういったものが気になるとか、また水の流れが変わって水が流れてきたとか、そういうものも私のところには届いております。

30年7月以降の情報は得られているということなので、その以前のものはまだなかなか情報が入っていないのではないかな、ということが考えられます。

いま各地でほんとに様々な問題が発生しておりますが、この火災があったり、パネルが昨日も台風とか大雨がありますけれども、パネルが飛散した場合、それが水に触れれば感電の恐れもあるということも聞いております。やはり注意喚起が必要かなという風に考えますので、まだまだこういったことが市民に周知されていないのではないかな、ということを考えます。

いま城山地区でも、もう住民の方たちが、やはりこれをしっかりと説明がないままに進めるわけにはいかないと、もう反対運動を起こそうというような動きにもなっております。

先ほど言われましたように、改善命令や認定の取り消しもできるということになっております。

太陽光発電ガイドラインで住民とのコミュニケーションをしっかりと取り続けることを、努力義務としてましたら、これを義務付けて設置基準を規制する法令を国にまた求め、本市としても情報提供にとどまらず、独自の条例また要綱等をして、作成しながら指導すべき



と考えます。これは要望とさせていただきます。

#### **(斜面地住宅の安全対策)**

斜面地住宅も、大変難しい問題だと思います。危険な急傾斜地、斜面地にすんでおられる方の安全対策、これをしっかりと考えていかないといけませんので、みなさんと一緒にこれも私たちも考えてまいりたいと思います。ぜひこの安全対策を、講じていただくように要望させていただきます。

また国に対しても要件緩和、これも市からしっかりと要望していただきたいと思います。

#### **(門司港地域複合公共施設整備事業)**

門司港地域の複合公共施設の事業のことです。

これですね、もうしっかりと住民には知らせたということなんですが、私たち、門司の区民の会といういろんな方が集まっているところがあるんですけども、そこでアンケート調査を行いました。大里と城山、門司港地域ですね。それと新門司、それと門司港のところで、136名の方で、お声をいただきました。この門司港区役所の建替え移転について、全体で半数以上の方が知らないということです。まだまだ十分知られていないということが、調査をしてわかったことです。

そして建替え移転について、「知っている」と答えた方でも、新聞で見たとか、テレビで知ったということで、市の説明を聞いた方は、ほんの少数でした。そして門司区役所の建替え移転についても、知っていると答えた人、複合施設に賛成と言われた方が24.6%、約4分の1ですね。あと反対、わからないと答えた方が多数ということで、やはり複合施設の内容まで理解されていないということが、よくわかりました。

そして建設予定地ですね、これが借地問題で60.2%の方が、市の用地に建てるべきということで、借地であるべきではないという意見が多くありました。JRから用地を買うべきとなっております。

どうして、この中でですね、借地の状態でこの計画をすすめようとしたのか。

買収が進まなかったからと言ってますけど、それについてどうしても借地で進めなければいけなかったという、出来レースのような感じもしますが、それに対して市長、お答えいただけますか。

#### **■企画調整局長の答弁**

2カ所からですね、一つにまとめるときに、門司駅の周辺ということがみなさんの総意でございました。ここについては、JRの方が所有で借地だということが前提条件でございましたので、借地で今後進めていくということにしております。

以上